

売買契約条項

(総則)

第 1 条 この契約に定める条件に従い、乙はこの契約に付属する仕様書及び甲が仕様書に添付する図面又は見本（以下、「仕様書等」という。）に基づき、表記の契約物品（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）を契約期限（以下、「納期」という。）までに甲の指定する場所（以下、「納入場所」という。）において、甲に引き渡し、甲は乙にその代金を支払うものとする。

(債権譲渡等)

第 2 条 乙は、次の各号に掲げる行為を行おうとする場合には、あらかじめ、甲の書面による承認を得なければならない。

(1) この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し又は継承させること。

(2) この契約に基づく債務の全部又は一部の履行を第三者に委任すること。

2 甲は、前項各号に掲げる行為が、この契約の履行上支障がなく、乙に対して特に必要であると認められる場合には、これを承認するものとする。ただし、前項第 2 号にかかる承認については、その承認後において当該行為がこの契約の目的達成上著しく不適当になった場合には、甲は、乙に対し、当該行為の撤回又は変更を要求することができる。

(仕様書の疑義)

第 3 条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第 4 条 乙は、契約物件又は官給品等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

2 乙は、契約物件及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、契約物件又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによっ

て障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

4 甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。

5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。

（検査官等の派遣）

第5条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、甲の指名する検査官、その他の者（以下、「検査官等」という。）を乙の工場、事業所等（下請負者の工場、事業所等を含む。）に派遣することができる。

2 甲は、検査官等を派遣する場合には、あらかじめ、その権限及び事務の範囲を明示して乙に通知しなければならない。

3 乙は、検査官等の職務の執行に協力するものとする。

（仕様書等の変更による契約変更）

第6条 甲は、乙が契約物品の引き渡しを完了するまでの間において仕様書等を変更することができる。

2 甲は、仕様書等を変更する場合には、契約金額、納期、その他この契約に定める条件について、乙と協議しなければならない。

3 甲は、納期、納入場所、その他この契約を定める条件を乙と協議の上、変更することができる。

（経済情勢等による契約変更）

第7条 甲及び乙は、この契約の締結後、この契約の金額を構成する費目の価格等が法令により設定、改訂、若しくは廃止されたとき、又は著しい経済情勢の変動、天災地変により、この契約に定める条件では契約の履行が困難となったときは、協議のうえ、契約金額、納期、その他この契約に定める条件を変更することができる。

（見積書の提出）

第8条 前2条の規定により、契約金額の変更が行われる場合には、乙は当該変更に関する見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

（納期の変更）

第9条 乙は、納期までに契約物品の引渡しができないおそれがあると認める場合には、遅滞なくその旨を甲に通知し、この契約の履行について甲と協議しなければならない。

2 乙は、納期までに契約物品の引渡しができない場合には、その理由を付して甲に納期の変更を申請することができる。

- 3 甲は、前項に規定する申請の理由が乙の責に帰することができない場合は、乙と協議のうえ、期限を定めて納期を変更するものとする。
- 4 甲は、第2項に規定する申請の理由が乙の責に基づく場合は、甲が支障のないと認める期限（以下、「猶予期限」という。）まで納期を猶予するものとする。
- 5 乙が、猶予期限までに契約物品の引渡しができない場合の手続及び納期の変更については、第1項から前項までの規定を準用するものとする。

（遅滞金）

- 第10条 乙は、前条第4項の規定により納期を猶予された場合には、猶予期限内において履行を行った日までの日数1日につき、遅滞相当部分に対する契約金額 $1/1000$ に相当する金額を遅滞金として甲に支払うものとする。
- 2 乙の責に帰すべき理由により、乙が前条第1項に規定する通知を怠り、かつ、納期又は猶予期限までに契約物品の引渡しを行わないときは、乙は、納期又は猶予期限として定められた日の翌日から、第9条第1項に定める通知を行った日、又は履行を行った日のいずれか早い期日までの日数1日につき、履行遅延相当部分の契約金額の $2/1000$ に相当する金額を前項に規定する遅滞金に加算するものとする。

（完成検査）

- 第11条 甲又は、甲の指名する検査官（以下本条中「完成検査官」という。）は、契約物品について必要と認める場合には、当該契約物品を契約履行の場所に送付するに先立ち、乙の工場、事業所等において、契約条項、仕様書等に基づき、その材料、性能及び規格（以下「品質」という。）について検査（以下「完成検査」という。）を行うことができる。
- 2 乙は、前項の規定により、完成検査官が完成検査を行う場合には、これに応じなければならない。
 - 3 完成検査の可否は完成検査官が、契約物品について契約条項、仕様書等の定めるところと合致しているか否かを確認のうえ判定するものとする。
 - 4 甲は、契約物品を合格と認めたときは、速やかに、完成検査官から乙に完成検査合格証を交付するものとする。
 - 5 乙は、完成検査に立ち会わなければならない。
 - 6 完成検査に必要な経費は、乙の負担とする。

（完成検査の期日及び場所）

- 第12条 完成検査の実施の期日及び場所は、甲乙協議して定めるものとする。
- 2 甲又は乙は、完成検査の実施の期日又は場所を変更する必要が生じた場合には、遅滞なく相手方に通知し、協議のうえ新たに期日又は場所を定めなければならない。
 - 3 乙は、完成検査の実施の期日までに当該検査にかかる準備を完了しなければならない。

（納入の通知）

第 13 条 乙は、契約物品を納入しようとするときには、納入の期日等について甲に通知しなければならぬ。

(納入の届出)

第 14 条 甲が完成検査を実施する場合には、乙は、甲の行う完成検査に合格した後でなければ、契約物品を納入場所に持ち込んではいない。

2 乙は、契約物品を納入場所に持ち込む場合には、納品書をもって甲に届け出るものとする。ただし、契約物品の引渡し前に完成検査を実施した場合には、納品書に完成検査合格証を添付して届け出るものとする。

3 甲は、前項に規定する届出があった場合には、天災地変等やむを得ない理由により受理できないときを除き、これを受理しなければならない。

4 乙の届出を甲が受理した日をもって当該契約物品についての納入月日（政府契約の支払遅滞防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 5 条に規定する「給付を終了した旨通知を受けた日」）とする。

5 甲は第 2 項の規定により乙が納入場所へ持ち込んだ契約物品を受領検査が完了する時まで善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

(受領検査)

第 15 条 乙は、納入場所の持込んだ契約物品の給付完了について甲の確認を求め、甲の検査（以下「受領検査」という。）を受けなければならない。

2 受領検査は、甲又は甲の指名する検査官（以下本条中「受領検査官」という。）が契約物品について、契約条項、仕様書等に基づき品質及び数量の検査をおこなうものとする。ただし、完成検査によって品質の検査をすべて完了した契約物品については数量及び転送中の事故の有無を検査すれば足りるものとする。

3 甲は前条に規定する届出を受領したときは、当該届出にかかる契約物品について、速やかに受領検査を実施しなければならない。

4 受領検査の可否は受領検査官が、契約物品について納品書、契約条項、仕様書等の定めるところと合致しているか否かを確認のうえ、判定するものとする。

5 受領検査官は、特別の理由がある場合には、受領検査時において、第 2 項ただし書の規定にかかわらず、再度品質の検査を行うことができる。

6 乙は受領検査に立ち会うことができる。

(再検査)

第 16 条 乙は、完成検査又は受領検査の結果、契約物品が不合格となった場合には、甲の支持するところに従い、速やかに当該契約物品について以上品の修補、代品のよる補充又は数量の追加（以下「修補等」という。）を行い、再度甲の検査を受けなければならない。

2 乙は、甲からの要求のあった場合には、不合格となった契約物品について、修補等を行い再検査のため納入場所に持込むまでの間、当該契約物品を納入場所から引取らなければならない。

- 3 乙が甲の要求にかかわらず、不合格となった契約物品を納入場所から引取らない場合には、甲は当該契約物品の保管の責を負わないものとする。
- 4 第1項の場合における第14条第4項に規定する当該契約物品についての納入月日は、乙が修補等を行い給付を終了した旨甲に届出た日とする。
- 5 再検査の手続等については、第11条から前条までの規定を適用する。

(値引受領)

- 第17条 乙は、中間検査において不合格となった契約物品のうち、仕様書等との相違が軽微なもの受領を甲に申請することができる。
- 2 甲は、前項に定める申請のあった物品を受領して支障がないと認める場合には、代金について相当額を値引きして当該物品を受領することができる。
 - 3 前2項に定める代金の値引の額については、甲が定めるものとする。
 - 4 乙は、甲が第1項に定める物品の受領を承認した場合には、当該物品の給付をもって当該部分にかかる合格品の給付を免れるものとする。
 - 5 甲は、第1項に規定する契約物品の受領を承認したときは、速やかに、乙に不合格品値引受領確認証を交付しなければならない。
 - 6 第1項に規定する契約物品の受領が認められた場合の当該契約物品の納地への持込み、納入の協議及び納入の届出については、それぞれ第13条から第14条までの規定を適用する。ただし、第14条第2項中「完成検査合格証」は「不合格品値引受領確認証」と読替えるものとする。

(所有権の移転)

- 第18条 役物品の所有権は、甲が、受領検査の結果、契約物品を合格と認め給付の完了を確認したとき（納品書に記載される検査月日をいう。）をもって甲に移るものとする。
- 2 契約物品の性質上必要な容器、外包等は、契約物品の所有権の移転とともに甲に帰属するものとする。

(危険負担)

- 第19条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、乙が契約物品の全部又は一部の引渡しができない場合には、乙は当該部分について契約物品の引渡しの義務を免れるものとし、甲は当該部分について代金の支払義務を免れるものとする。
- 2 甲の責に帰すべき理由により乙が契約物品の全部又は一部の引渡しができない場合には、乙は当該部分について契約物品の引渡しの義務を免れるものとし、甲は乙と協議のうえ当該部分の代金を乙に支払うものとする。ただし、乙が契約物品の引渡しの義務を免れたことにより利益を得る場合には、甲は当該利益を当該部分代金から差引いた残額について支払うものとする。

(所有権移転前の契約物品に対する損害の負担)

- 第20条 甲の責に帰すべき理由により所有権移転前の契約物品に滅失、損傷、その他の損害が生じた場合には、その損害は甲の負担とする。
- 2 前項に規定する場合を除き、所有権移転前に生じた契約物品の滅失、損傷、その他の損害はすべて乙の負担とする。

(代金の請求及び支払)

第 21 条 乙は、契約物品の代金を請求する場合には第 18 条に規定する給付完了の確認が終了したのち甲の指示する証拠種類を添付した適法な支払請求書をもって請求しなければならない。

2 甲は、乙が前項に規定する支払請求書をもって契約物品の代金を請求した場合にはこれを受理し、受理した日から起算して 30 日（以下「約定期間」という。）以内の日

に乙に代金を支払うものとする。

(相殺)

第 22 条 甲は乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合には乙に支払うべき代金と相殺することができる。

(支払遅延利息)

第 23 条 甲は、第 21 条第 2 項に規定する約定期間内に契約物品の代金を乙に支払わない場合には、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に対し約定期間満了の日の翌日時点における財務省告示による政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払いをしないことが天災地変等甲の責に帰することができない理由による場合には、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 甲が、第 14 条第 4 項又は第 16 条第 4 項に規定する納入月日から起算して 10 日以内（契約の性質上、特殊の内容を有するものについては 15 日以内。以下「給付完了確認期間」という。）に給付完了の確認を終了した日までの日数（以下「遅延期間」という。）は、約定期間の日数から差し引くものとし、又当該遅延期間が約定期間を超える場合には、約定期間は満了したものとし、甲は約定期間をこえる日数に、乙が第 21 条第 1 項に規定する代金の請求を行った日から甲が代金を支払った日までの日数を加えた日数について、前項に規定する計算に準じ、前項に規定する利率をもって計算した金額を、遅延利息として乙に支払わなければならない。

(契約保証金の返還)

第 24 条 甲は、乙がこの契約の履行を完了したときは、乙が納付している契約保証金を返還しなければならない。

(甲の解除権)

第 25 条 甲は、次の各号の 1 に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 納期又は猶予期限までにこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないとき。
- (2) 乙が、第 2 条の規定に違反したとき。
- (3) 乙又はその使用人が甲の行う検査に際し、不正行為を行い、又は甲若しくは甲の指名する検査官の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか乙が契約上の義務に違反したことにより契約の目的を達する見込みがないとき。

- (5) 第9条の規定により乙がこの責に帰しがたい理由により納期の変更を申請した場合で甲が、甲の責に帰しがたい理由によりその変更に応じることができないとき。
- (6) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合
- (7) 甲の都合により、契約の解除を必要とするとき。

(乙の解除権)

第26条 乙は、次の各号の1に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第6条第2項に規定する甲と協議が整わないとき。
- (2) 甲がこの契約に定める義務に違反したとにより契約の目的を達する見込みがないとき。

(違約金)

第27条 甲は、この契約の全部又は一部を解除した場合で、解除の理由が第25条第1号から第6号までの規定に該当するときは、解除部分に対する契約金額の10/100に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

- 2 甲は、乙が契約保証金を納付している場合には、契約保証金を前項に定める違約金に充当するものとする。
- 3 前項の規定により甲が契約保証金を違約金に充当したのちにおいて契約保証金に残額がある場合には、甲は、当該残額を速やかに乙に返還しなければならない。
- 4 甲は、乙が甲の指定する期限までに第1項に規定する違約金を納付しない場合には、当該違約金に対し、期限の終了した日の翌日から納付のあった日までの日数について遅延が生じた時点における財務省告示による国の債権等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を利息として付して徴収するものとする。

(損害賠償)

第28条 乙は、この契約が第25条第7号又は第26条の規定により解除された場合で乙に損害が生じたときは、甲に対しその損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内の日に文書により行わなければならない。
- 3 第1項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

(契約物品の契約不適合)

第29条 乙は、甲に引き渡した契約物品の契約不適合（納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。以下同じ。）について担保の責めを負うものとする。

- 2 前項に規定する契約物品の契約不適合についての担保責めを負う期間は次の各号に定めるところによる。
 - (1) 契約不適合の発生が乙に故意又は重大な過失がない場合は、契約物品の引渡しから1ヶ年とする。ただし、数量の不足については、6ヶ月とする。

(2) 前号に規定する場合以外の契約不適合については、当該契約不適合を発見したときから1ヶ年とする。

3 甲は、前号に規定する期間内において契約物品の契約不適合について、乙に対し相当の期限を定めて契約不適合の修補等を請求し、又は修補等に代え、若しくは修補等とともに、当該契約不適合により通常生ずべき損害に対する損害賠償の請求をすることができる。

4 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

5 甲は契約物品についての契約不適合によって契約の目的を達することができない場合には、前項に規定する請求にかえて、この契約を解除し、乙に対し、損害賠償の請求を行うことができる。

6 甲は、第2項に規定する期間内において、契約物品についての契約不適合を発見した場合には、遅滞なく乙に通知するものとする。

7 乙は契約不適合のある契約物品の修補等を完了したときは、第16条の規定に準じて検査を受けなければならない。

(調査等)

第30条 甲は、契約物品について、その原価を確認する必要があるとき又は損害賠償の算定にあたりその適正を期する必要がある場合には、これらの事項を明らかにする乙の帳簿書類を調査し、乙に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は乙の管理する工場、事業所その他の場所に立入り調査をすることができる。

2 甲は、この契約に基づいて生じた違約金等の金銭債権の保全上、必要がある場合には、乙に対し、その業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿種類、その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 乙は、前各号に規定する調査に協力するものとする。

4 甲は、乙が第2条の規定に従わないときには、この契約に基づいて生じた違約金等の金銭債権に対し、納入告知をした履行期限を繰り上げることができる。

(秘密の保持)

第31条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(相手方に対する通知発効の時期)

第32条 甲から乙に対する文書の通知は発信の日から、乙から甲に対する文書の通知は受信の日から、それぞれの効力を発生するものとする。

(人権尊重の取組)

第33条 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(その他)

第 34 条 甲及び乙は、この契約状況に定めのない事項について約定する必要があると認める場合には、特約条項を付すものとする。

2 甲及び乙は、この契約について定めのない事項について紛争又は疑義の生じた場合は、そのつど甲乙協議して解決ものとする。

(裁判管轄)

第 35 条 この契約に関する訴訟は、横浜地方裁判所横須賀支部の管轄に属するものとする。

上記の締結を証するため、この書 2 通を作り、双方記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。